

## 第 28 回生産物分類策定研究会（意見交換） 議事概要

- 1 日 時 令和 2 年 8 月 4 日（火） 9:30～12:00
- 2 場 所 書面開催（但し、構成員及び審議協力者とは、上記の日時に web による意見交換を行った。）
- 3 出席者 （構成員）宮川座長、菅構成員、牧野構成員、居城構成員  
（審議協力者）中村審議協力者  
（オブザーバー）経済産業省

### 4 議 題

#### 1 個別分野の検討について

- ・ E 製造業③（24 金属製品製造業，25 はん用機械器具製造業，26 生産用機械器具製造業，27 業務用機械器具製造業，28 電子部品・デバイス・電子回路製造業，29 電気機械器具製造業，30 情報通信機械器具製造業，31 輸送用機械器具製造業）

#### 2 研究会における対処方針に基づく個別分野の再検討について

- ・ 第 26 回研究会（E 製造業①：16 化学工業，17 石油製品・石炭製品製造業，18 プラスチック製品製造業（別掲を除く），19 ゴム製品製造業，20 なめし革・同製品・毛皮製造業，21 窯業・土石製品製造業，22 鉄鋼業，23 非鉄金属製造業）

### 5 概 要

事務局から、資料に基づき、「E 製造業③」に係る生産物分類の分類原案及び研究会における対処方針に基づき修正された「E 製造業①」に係る生産物分類の再検討案について説明があった。

主な意見は以下のとおり。

#### 【1 個別分野（E 製造業③）の検討について】

（「エアコンディショナ」及び「電気照明器具」に係る生産物分類(案)の設定について）

- 生産物分類はSUTに用いるという目的があるため、需要サイドの分類でなければならない。一方で、生産動態統計は生産サイドで設定されているものであるため、これらの品目を無理に合わせる必要はない。「エアコンディショナ」については、工業統計をベースにして設定するという今回の対応でよいと思われる。
- 「業務用エアコンディショナ」の内容例示にはパッケージ形が記載されているが、資料内の図では、パッケージ形でも家庭用と業務用の両方が含まれているように見える。これは業務用がメインであって、家庭用も入ってはいるが少ないということか。  
→ 仮にパッケージ形にも家庭用が含まれているのであれば、名称を「業務用」とすることには問題がないか。また、サービス分野でソフトウェアの検討を行った際には、生産物の供給者が事業者における使用を想定して生産した生産物を「事業用」、一般消費者（家庭）における使用を想定して生産した生産物を「家庭用」として、用語の整理をした。パッケージ形エアコンディショナの産出先の割合がどれ位なのかについても確認をし、用語の統一も含めて、適切な名称を検討いただきたい。
- 「電気照明器具」の生産物分類(案)について詳細分類の並び順を見ると、「その他の電気照明器具」が項目の間に設定されており、違和感がある。

→ その他の項目については最後に設定される方が適切であるため、並び順は検討する。

- LED器具については、自動車用以外のものは「LED器具（自動車用を除く）」に入っており、自動車用のものは「自動車用電気照明器具（二輪自動車用を含む）」に入っている。また、「自動車用電気照明器具（二輪自動車用を含む）」にはLED器具以外の自動車用の電気照明器具も入っている。そうすると、LED器具の生産額については求めることができないということになるのではないか。

→ ご指摘のように、LED器具について把握をしたい場合にはどうするのかということはあるかもしれないので、自動車用のLED器具の割合はどの位なのか、これを分割しようと思えばできるのかなどについて、確認が可能であれば確認をしてほしい。

（生産動態統計品目の採用の考え方について）

- 産業連関表の細品目分類（10桁の分類コード）で使用されている生産動態統計の品目については、生産物分類(案)にも採用されているが、生産動態統計の品目がたくさん入ってきた場合に、この分類を用いて経済センサスや工業統計、経済構造実態調査で調査をすることができるか。また、仮にこれらの調査で生産物分類を使用することになったときに、工業統計では生産動態統計の細かな品目では調査ができない場合には、詳細分類ではなく統合分類で調査することがあり得る。ところが現状では、一つの統合分類の中に工業統計の品目と生産動態統計の品目とが混在していることがあり、統合分類で調査すると、これまでの工業統計の品目よりも粗い分類でしか調査ができないことも起こり得る。そのため、一つの統合分類の中に工業統計の品目と生産動態統計の品目とが混在するのを避けるといったことも検討する必要があるのではないか。

→ 生産動態統計の品目で、経済センサスや工業統計、経済構造実態調査で調査ができるかについては裏付けを取ってはいない。実際に調査する側の使い方と言うと、生産動態統計で設定した詳細分類が細かくて調査ができない場合には、その部分を元々の工業統計の品目のレベルに戻して調査を行うことはあり得る。

→ 現状の生産物分類(案)では、多くの統合分類で工業統計の品目と生産動態統計の品目とが混在している。一つの統合分類の中で混在を避けるということを原則にして、一律に再整理をすることは止めた方がよいのではないかと考える。また、工業統計の調査のやり方を工夫する余地はあると思われ、生産動態統計を採用している生産物分類では調査ができない品目を集約して調査を行うということは、必ずしも否定するものではないと考えている。

→ そのような品目の集約は、生産物分類の設定の段階で行うのか。あるいは、個々の調査を実施するときには便宜的なものとして行うのか。

→ 生産物分類で詳細分類を集約し、中二階のような分類を作ることは、統合分類を設定することと変わらない話になってしまうと思われる。生産物分類の設定の段階で集約を行うということは想定していない。

→ 調査をする段階で必要に応じて、中二階の分類を設定して調査することは自由に行えることだと思う。もう一つ言うと、用途が同じようなものなのに、逆に工業統計の品目か生産動態統計の品目かで統合分類を分けるというのは、分類設定の本来のコンセプトからは逸脱しているということもあるだろう。

→ 一つの統合分類を工業統計の品目と生産動態統計の品目とで混在して設定することについては、このままとすることとし、統計調査を行う段階で適宜、品目の集約をし

てもらうこととする。

(日本では生産していない生産物について)

- 半導体や液晶などのように日本では生産していない生産物についても、もう少し検討が必要ではないかと思われる。
  - SUTでは日本で作っていないものも輸入として入ってくるので、そこをしっかりと作っておく必要があるというのはそのとおриだと思う。

(自動車用のLEDランプについて)

- 統合分類「電球」に詳細分類「LEDランプ」が設定された。一方で、詳細分類「自動車用電球」という項目があるが、自動車用のLEDランプはどこに分類されるのか。
  - これについては整理が必要である。
  - 統合分類に工業統計の品目と生産動態統計の品目とが混在する場合に、分類項目が重なるケースが心配されるので、確認をしていただきたい。

(完成品と部分品に係る統合分類の設定の考え方について)

- 原案では、完成品と部分品とを同じ統合分類の中の詳細分類で区分している場合がある。完成品が一般の消費財であるような場合には、完成品は家計向け、部分品は産業向けということになる。この場合、完成品と部分品とで需要先が異なれば、統合分類も分けるべきだという考え方もあるし、そうではなくて一緒でもいいという考え方もある。
  - 部分品と完成品とがきれいに分けられるのであればいいが、組み立て式家具のように部分品でも最終財でないとは言いきれないようなものもあり、悩ましいケースがある。
  - 部分品というのは部品を含むのか、それとも一つの製品として成り立っているものを部分品というのかは、よく分からない。
  - 工業統計を見ても、部分品とは何かということが細かく書かれているのを見たことはないので、これについては情報があれば教えてもらいたい。
    - 部分品は普通であれば家計で買うようなことは無く、産出先が完全に分かれている場合と、混在している場合があり、混在している場合は部分品を統合分類で分けても使えないかもしれない。また、詳細分類で分けられていれば調査をすることはできるので、統合分類で分けられていなくてもいいという考え方もあり得る。この件については、現状のとおり、完成品と部分品とを同じ統合分類の中の詳細分類で区分するという事で整理をしたい。

(ドライブレコーダーについて)

- ドライブレコーダーの需要が増えているように思われるが、どの分類項目に入るか。
  - 確認をする。

(鉄道車両、船舶及び航空機等の修理サービスの設定の考え方について)

- 船舶は国内と外国で分類が分かれているが、これは産出先が違うということで納得がいく。航空機も国内と外国で分けるということできないのか。
  - もう一つ、防衛用というものもある。ただし、そこまで分けるのかという議論はある。

→ 航空機については、国内と外国、防衛用というように分けることについて、どういう扱いができるのか、どういう扱いをすべきなのかということも含めて検討をしてもらいたい。

## 【 2 研究会における対処方針に基づく個別分野（E 製造業①）の再検討について】

（生産物分類に生産動態統計の品目をどこまで採用するかについて）

○ 資料2の「22 鉄鋼業」に関して、特に粗鋼などが典型的であるが、これらはほとんどが自社内取引である。この場合、生産物分類に分類項目を設定したとしても、企業の外に販売されないものは経済センサスでは調査ができない。そのような分類項目を生産物分類に設定する意味はあるか。

→ ケースバイケースでの対応になるのではないかと考える。詳細分類「普通鋼半製品」のように工業統計でも品目が設定されているところは、まだ調査で数値が取れているのかと思われるが、現在、工業統計で調査していないものを生産動態統計の品目で調査しても、記入してもらえない可能性はあり得るため、余程の特殊事情がない限りは生産物分類に設定しないという考え方もある。

→ 整理の仕方として考えられるのは、そのような分類項目も一応、生産物分類には設定をしておいて、調査の段階ではそれを調査しないという判断をしてもらうという考え方か、あるいは生産物分類に品目を設定しないという考え方の二つかと思われる。ただ、品目を設定しないということにしまうと、SUTやIOでは部門として出てくるのに、生産物分類には分類がないというのはどうなのかという点は気になる。

→ そのほかの整理としては、一定の基準を設けて、どう考えてもこれは小さすぎるのではないかというものは、品目をまとめて生産物分類に設定しておくという考え方もある。

→ サービス分野でも自社内の取引というのはあった。生産物分類の設定の仕方としては、それらともある程度の整合を取っておいた方がよいと考える。

→ 調査の段階で品目を設定することができるということになると、経済センサスで生産物分類に関係なく、品目の追加を要望されるという事態になることも懸念される。こういったことを防ぐために、研究会で絞ってしまうというのも一つの考え方である。

→ 統一的にこのようにすべきということが考えにくいことから、ケースバイケースで対応するというのが基本になるのではないかと考える。

→ ケースバイケースといった場合に、どういうケースがあるかということについては考えておいた方がいい。

→ 検討時間も段々と限られてきているところではあるので、いくつかのパターン分けをする必要があるかもしれない。例えば、工業統計の品目と生産動態統計の品目とが完全に被っているというものは工業統計の品目を採用するか、統合分類内の詳細分類が全て生産動態統計の品目というものもあるので、このような場合には詳細分類をまとめるというような作業だ。

→ それでは、IOの担当者や経済センサスや工業統計の調査担当者には生産物分類（案）について確認をしてもらうとともに、上記のようなパターン分けの整理をしていただき、パターンごとに適切な対応方法を考えてもらいたい。

（その他）

- 統合分類「業務用医薬品（動物用を除く）」に分類されるものは、病院で使われるような医薬品か。あるいは、製薬会社が使うようなものもあるのか。「業務用医薬品」という名称には違和感がなくはない。これまでの用語の使い方としては、業務用というのは産業向けのものを指すので、病院で使用する医薬品も業務用ということにはなる。ただし、普通に飲む薬の場合、一般の家計向けに販売する医薬品と病院で使用している医薬品とで重なっているものもあるため、業務用と言っていいのかという気がする。
  - インターネットで製薬会社のサイトを参照すると、医療用医薬品、要指導医薬品、一般用医薬品という区分の仕方があるようだ。
  - ご指摘いただいた点については確認を行う。
  
- 資料2で設定されている統合分類「他に分類されないゴム製品」の詳細分類には、「その他のゴム製品」という名称の詳細分類が二つある。「その他のゴム製品（運動競技用品）」は「運動競技用ゴム製品」とすべきではないか。
  
- 資料1-1で設定されている詳細分類「アルミニウム製飲料用缶（缶体）」と「アルミニウム製飲料用缶（缶ふた）」の産出先コードには9番が付与されており、産業向けと家計向けとが混在していることになっているが、家計が缶を買うということはあるのか。確認をしていただきたい。
  
- ドローンは、生産物分類(案)では「輸送用機械」に入るのか。
  - 工業統計では用途で分けている。例えば、おもちゃとして使用されているドローンはがん具用としているほか、測量用や農薬散布用、撮影用という形で分かれていて、ドローンとしてまとめてはいない。ちなみに貿易統計でも用途で分けている。

(以上)